文教はぐくみ委員会資料

令和８年１０月
文 化 市 民 局

第３期 京都文化芸術都市創生計画（案）の市民意見募集について

本市では、現行の第２期 京都文化芸術都市創生計画（以下「創生計画」という。）に基づき、優れた京都の文化芸術を通じて市民生活やまちづくりの取組を活性化し、京都を常に新たな魅力に満ちあふれた世界的な文化芸術都市として創生することを目指し取組を進めてまいりました。

現行計画の取組期間が今年度末をもって終了するため、第３期 創生計画の策定に向け、京都文化芸術都市創生審議会（以下「創生審議会」という。）へ検討を諮問し、創生審議会の下に「政策部会」が設置され、検討が進められてまいりました。

この度、創生審議会において第３期 創生計画（案）が取りまとめられ、これを基に以下のとおり市民の皆様からの意見を募集しますので、御報告いたします。

１ 第３期 創生計画（案）

・計画（案）概要　資料１
・計画（案）本文　資料２

２ これまでの検討経過及び今後のスケジュール

令和８年	１月２１日	市長から創生審議会に諮問
	３月 ９日	第１回政策部会 開催
		（９月までに計３回開催）
	８月１８日	第２７回創生審議会 開催
	１０月２９日～１１月２９日	第３期 創生計画（案）の市民意見募集
	１２月１５日	第４回政策部会 開催
令和９年	２月 ２日	第２８回創生審議会 開催
	下旬	創生審議会から市長へ答申
	３月	第３期 創生計画の策定

※委員名簿は裏面のとおり

３ 市民意見の募集

⑴ 募集期間
令和８年１０月２９日（木）～１１月２９日（日）＜消印有効＞
※窓口持参の場合は１１月２７日（金）午後５時３０分まで

⑵ 応募方法
持参、郵送、ファックス、電子メール又は意見募集フォーム

⑶ 意見募集チラシ配布場所
市役所案内所、区役所・支所、市立図書館、文化施設等で配布するとともに、京都市情報館に掲載します。

京都文化芸術都市創生審議会委員（敬称略・五十音順）★：会長、●：副会長

氏名	役職等
青木 淳	京都市京セラ美術館 館長
池坊 専好★	華道家元池坊 次期家元
石田 隆英	一般社団法人京都経済同友会 代表幹事
井上 八千代	京舞井上流 家元
岩﨑 奈緒子	京都大学総合博物館 教授
太下 義之	文化政策研究者、東京藝術大学 客員教授
大原 千鶴	料理研究家
岡村 詩野	音楽評論家、TURN 編集長
奥山 理子	みずのき美術館 キュレーター、一般社団法人 HAPS 代表理事
小山田 徹●	京都市立芸術大学 学長
坂本 公成	Monochrome Circus 主宰、ダンサー、振付家
建畠 哲	京都芸術センター 館長
中村 彩乃	市民公募委員
福田 彩乃	市民公募委員
細見 良行	細見美術館 館長、京都市内博物館施設連絡協議会 副会長
松尾 浩道	京都新聞社 編集局 報道部 文化担当部長
松山 大耕	京都市教育委員会 委員、退蔵院 副住職
屋敷 陽太郎	ＮＨＫ京都放送局 局長
山極 壽一	総合地球環境学研究所 所長、公益財団法人京都市芸術文化協会 理事長
吉田 良比呂	京都市 副市長

京都文化芸術都市創生審議会・政策部会委員（敬称略・五十音順）★：部会長

氏名	役職等
池坊 専宗	華道家元池坊 青年部代表
岩﨑 奈緒子	京都大学総合博物館 教授
太下 義之★	文化政策研究者、東京藝術大学 客員教授
木ノ下 裕一	木ノ下歌舞伎 主宰
宮崎 優也	指揮者、龍谷大学・関西学院大学 非常勤講師
山本 麻友美	公益財団法人京都市芸術文化協会 ディレクター

資料１

第３期 京都文化芸術都市創生計画（案）の概要

１　計画の位置付け

この計画は、「京都基本構想」（令和８（2026）年～令和 32（2050）年）を実現するための分野別計画の一つです。また、平成 18（2006）年に制定された「京都文化芸術都市創生条例」第７条第１項に基づく計画でもあります。

２　計画の考え方

京都基本構想の考え方に根差しながら、今日の文化政策の動向を踏まえて作成します。

全ての事業を網羅せず、計画期間中の中心となる重点施策を示します。計画期間中は重点施策を軸に、最適な事業を柔軟に企画・実施していきます。

３　計画期間

令和９（2027）年度～16（2034）年度の８年間

４　基本方針

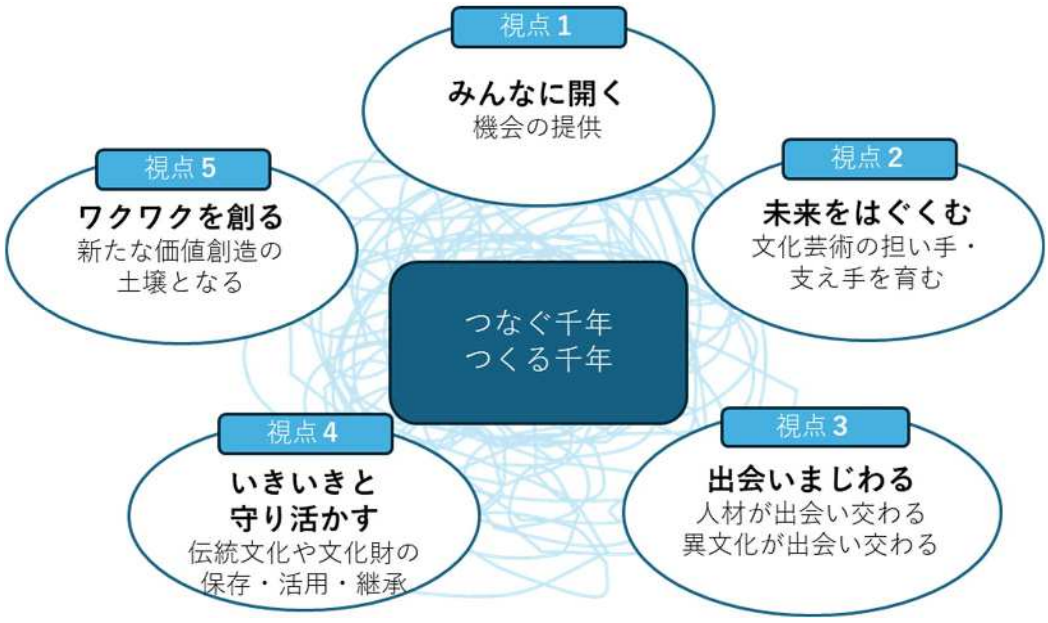
つなぐ千年 つくる千年 ～京都の「夢中」が 世界と響き合う～

（考え方）

「夢中」で文化芸術をつくる人々の営みこそが、次の千年を支える礎となり、京都を未来へつないでいく力になります。こうした考えのもと、継承と創造が世界と響き合い、市民の生きる喜びを生み出す文化芸術都市の実現を目指します。

５　五つの視点

文化芸術の振興に重要な五つの「視点」を設けます。これらは互いに関わり合っており、この視点の下に「重点施策」と「主な取組」を整理します。



６　各視点の考え方と重点施策

視点１　みんなに開く

文化芸術は、高揚感、驚き、知的な気づきをもたらし、地域とのつながりを深め、人々が関わるきっかけにもなります。また、異なる背景を持つ人々をつなぎ、共生社会の実現にも重要な役割を果たします。

世代や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、文化芸術に触れ、表現できる機会をあらゆる人々に「開く」ことを目指します。

重点施策１：文化芸術に触れる機会の創出

（主な取組）・子どもたちが文化芸術に触れる機会を創出・拡充
・幅広い世代に向けた多様な学び合いや体験の機会の提供

重点施策２：開かれた文化環境の醸成

（主な取組）・全ての人に文化芸術を開き、届けるための仕組みづくり
・誰もが表現に参加できる機会の創出

視点２　未来をはぐくむ

芸術家やアートマネジメントに携わる人々が、経験を蓄積し、安定的にキャリアを築いていける環境を整えるとともに、その知見が次の世代へと受け継がれていく循環をつくります。

また、専門家だけでなく、普段は文化芸術に深く関わりのない方も含め、多くの方々の関心を広げていくことも文化芸術の未来を育むために重要であるため、継続的に質の高い体験ができる環境を醸成します。

重点施策３：文化芸術の担い手の育成

（主な取組）・京都市立芸術大学等での社会に創造的活力をもたらす人材育成
・京都で育ったクリエイティブ人材が、京都で安定的に働ける環境づくり
・アートマネージャーの育成・集積

重点施策４：文化芸術への関心を持続させる仕組みづくり

（主な取組）・地域との連携による学校での文化活動の充実（ネクストステップ）
・トップレベルの文化芸術を鑑賞・体験できる機会の充実

視点３　出会いまじわる

新たな文化の創造のためには多様な交流が不可欠です。しかし、アーティストの滞在へのサポートが不足しているほか、民間の文化交流の“場”が様々な課題に直面しているという問題もあります。

より充実した交流の機会を創出するとともに、コミュニティの核となる場所を維持・活性化するため、取組を推進します。

重点施策５：文化芸術による滞在の充実・交流の促進

（主な取組）・文化芸術を通じて、人々が出会い、交わり、創造する機会の創出
・情報発信の充実

重点施策６：文化交流の“場”の支援・活性化

（主な取組）・小劇場や寺社など民間の交流の“場”の活性化支援
・公共施設の交流の“場”としての活用
・歴史資料館や元離宮二条城等における交流の促進

視点４　いきいきと守り活かす

生活様式や社会構造の変化等により、伝統文化に触れる人や、その担い手は減少傾向にあります。また、文化遺産の収蔵場所や修理サイクルの確立等も喫緊の課題となっています。

伝統文化や文化遺産を知る機会を柔軟に開くとともに、用具用品の確保などの物理的な課題への対策も講じ、保存・継承・活用の実現を目指します。

重点施策７：伝統文化の継承

（主な取組）・伝統芸能継承のための調査・研究
・伝統産業や花街文化、食文化等への総合的かつ多角的な支援
・伝統文化の体験・鑑賞、伝統産業体験の機会の創出

重点施策８：京都文化遺産の保存と活用

（主な取組）・文化財保護の基盤づくり
・文化遺産の維持継承へ向けた機運醸成
・文化財の担い手・支え手の裾野拡大

視点５　ワクワクを創る

古き良き文化の継承に加え、新しい文化が創造され、人々がワクワクできる環境があることは、生活に豊かさをもたらし、まちの活性化につながります。

文化芸術の本質的・社会的価値の向上に向けた取組の強化を行うほか、投資と創造が循環するよう、文化芸術の経済的価値を高めます。また、「文化芸術都市」としての魅力にあふれるまちであるために、文化芸術を基軸としたエリア活性化や、文化施設の整備も着実に行います。

重点施策９：新しい文化の創造

（主な取組）・創造を支える基盤事業の再活性化
・映画・映像文化の振興と創造環境の整備
・創造の場としての美術館の運営
・政策連携団体とのパートナーシップによる価値共創

重点施策 10：文化と経済の好循環の創出

（主な取組）・アート市場の活性化や、アートとビジネスの融合
・宿泊税や寄付金など多様な財源の効果的活用

重点施策 11：文化芸術を活かしたまちづくり

・市内各所におけるエリアプロジェクトとの連動
・京都コンサートホールの魅力向上と京都市交響楽団の発展・進化

重点施策 12：公共の文化拠点の価値向上

・各文化施設の適切な整備・活用

資料２

第３期 京都文化芸術都市創生計画（案）

京都市

目次

第１章　第３期 京都文化芸術都市創生計画の背景と位置付け　・・・１

１　計画の背景　・・・１

⑴　文化芸術と社会の関わり　・・・１

⑵　京都における文化芸術の継承と創造　・・・２

⑶　京都市の強みと課題　・・・２

⑷　第２期 京都文化芸術都市創生計画の取組と成果　・・・２

⑸　主な世界や国の動向　・・・３

２　計画の位置付けと計画期間　・・・３

⑴　計画の位置付け　・・・４

⑵　計画期間　・・・４

第２章　第３期 京都文化芸術都市創生計画の内容　・・・５

１　基本方針　・・・５

２　五つの視点と 12 の重点施策　・・・５

⑴　みんなに開く　・・・７

⑵　未来をはぐくむ　・・・９

⑶　出会いまじわる　・・・１１

⑷　いきいきと守り活かす　・・・１４

⑸　ワクワクを創る　・・・１７

第３章　推進方法　・・・２１

１　関係機関との連携及び庁内の連携　・・・２１

⑴　庁内・外郭団体との協働　・・・２１

⑵　文化庁・京都府等との連携　・・・２５

２　計画の取組の評価・点検等　・・・２５

参考資料　・・・２２

１　京都文化芸術都市創生条例　・・・２２

２　京都文化芸術都市創生審議会委員及び政策部会委員　・・・２６

３　京都市の文化政策の歩み（平成 29（2017）年度～令和８（2026）年度）　・・・２７

４　京都の文化に関するアンケート及びヒアリング調査の概要　・・・２７

５　施策一覧（京都文化芸術都市創生条例との関連）　・・・２８

６　本市の文化芸術を支える主な拠点　・・・２９

７　京都市交響楽団　・・・３１

第１章｜第３期京都文化芸術都市創生計画の背景と位置付け

１　計画の背景

(1)　文化芸術と社会の関わり

人は、言葉や身体を使い、思考や感情を表現します。年齢や性別、社会的立場、身体的特徴を問わず、人はそれぞれの表現をすることができます。文化芸術とは、そうした根源的な表現から始まるものであり、人の営みの全てに密接に関係するものです。

文化芸術は、これを受け取る人の気持ちを高揚させ、未知なるものへの興味を呼び起こし、時には、深い思索のきっかけになります。さらに次の新たな表現を引き起こし、人々の出会いや交流を生み、都市の活力や経済の循環につながることもあるのです。

こうした文化芸術は、自然や環境と深く結びつきながら育まれてきました。地形や気候などの環境が、独自の文化を形作る基盤となり、その中で人々は自然の風景や、動植物の姿、季節の移ろいを芸術として表してきました。自然と共に生きるという考えが、そして時には自然と対峙するこころが、私たちの表現の源泉となり続けています。

一方、テクノロジーの進化や社会構造の変化のスピードが増している中、人々のつながりや共同体としての在り方が揺らぎ始めています。こうした揺らぎに加え、戦争や感染症の拡大、人口減少など、社会を取り巻く様々な状況は、表現に大きな影響を与えます。そうして生まれる表現は、社会の変化だけではなく、時代の表層に表れない一人一人の声、困惑や怒り、あるいは、喜びや幸福をも包含します。文化芸術は、社会を映す鏡であるとともに、多様な個人の存在を認識し、人々のつながりを再び生み出す契機ともなります。

歴史と過去の人々の叡智を伝える文化財や伝統文化がそうであるように、現在進行形で生み出されている新たな芸術もまた、未来では、人と社会、そして自然との結びつきの軌跡を表す財産となるでしょう。文化芸術は、多様な価値観が共存する社会において、人々が自らを取り巻く他者や自然を改めて見つめ、対話し、理解することを助けます。そして、新たな未来を築くための基盤として捉えられるべきものなのです。

(2)　京都における文化芸術の継承と創造

京都は、世界の人々を魅了するまちです。平安遷都から 1200 年以上の歴史を持つこのまちに漂う文化の香りが、人々を惹きつけています。

しかしながら、この文化は、決して単純に生まれたものではありません。山紫水明の豊かな自然のもと、宮廷、武家、寺社、そして町衆の日々の営みの中で、京都の文化は育まれてきました。そこには、国内外の人々との絶え間ない交流や、歴史が生んだ差別の苦しみ、外来の宗教と土着の信仰の歴史も刻

まれています。また、明治以来、大学等の集積による文化への影響も見逃すことができません。美しい光も、歴史の陰影も、全てが密接に絡み合い、幾重にも重なって、このまちの独自の文化を形作ってきたのです。

こうして培われた美意識と感性を背景にして、京都では、多様で豊かな文化芸術が生み出されてきました。数多くの文化遺産や歴史的景観、伝統芸能や生活文化に、それらに欠かせない職人の技術。そして、長きにわたり文化を継承し続けてきた人々の営み。さらには、芸術家たちの思索と挑戦により生み出され続ける新たな芸術。これらは京都に暮らす人々はもちろん、京都を愛する全ての人々にとって、かけがえのない財産であり、人々をつなぐ架け橋にもなるでしょう。

しかし、東京一極集中や社会構造の変化等により、京都における文化芸術の基盤が弱まり、また歴史ある営みや風景が失われつつあるという危機感も長く指摘され続けています。文化芸術が、未来においても人々の暮らしや社会と関わり、新たな表現が生み出され続けるために、私たちは常に過去から学びながら創造を続ける必要があります。このまちが長年培ってきた自然観とそれに根差した文化の価値を伝えるとともに、人間の営みと自然が共生する未来に貢献していきたいと考えています。

(3)　京都市の強みと課題

前述のとおり、京都は 1200 年を超える都市として、インフラが集中し、全国からやってくる人や物とともに、様々な文化が流れ込んできました。そして蓄積された文化の厚み、その厚みを支える人が長い時間をかけて育まれてきたこと、これこそが、他の都市にない京都の強みです。

数字的な面から言うと、京都市には、日本の国宝の 19%、重要文化財の 14%が所在するなど、全国トップレベルの数の文化財が集積しています。芸術系の大学も多数存在し、全国の芸術系の学科在籍者数約 7.7 万人に対して、京都市内の芸術系大学の在学生数は約１万人と、かなりの割合を占めています。文化芸術施設が充実しており、京都にルーツを持つ伝統文化も多く、市内在住の芸術家の、人口当たりの数も、全国的に見て多い状況です。近年では大規模かつ国際的なアートフェアも実施されるようになってきました。

一方で、こうした文化芸術を支える環境は、課題も抱えています。京都市内で希望に沿った就職先や住宅を確保することの難しさなどを背景とした大学卒業後の若年層・子育て世代の流出は、人口減少に拍車をかけています。京都独自の景観に欠かせない京町家は、維持管理の困難等により減少し、伝統文化や伝統産業の担い手、また、文化遺産の守り手についても、高齢化や後継者不足が深刻になっています。

また、観光需要が拡大する一方で、先人たちが紡いできた京都の歴史や文化が表面的に消費され、伝統的な町並みや営みの在り方が変容し、失われるのではないか、という懸念も顕在化してきています。

(4)　第２期京都文化芸術創生計画の取組と成果

第２期計画では、京都の豊かな文化芸術を備えた土壌に次代の芽が育つよう種をまき、市民が文化芸術に親しむと同時に優れた芸術家が育つ環境を整え、文化芸術活動の花を開かせることを目指し、広範な政策分野との融合を図り、新たな価値を創造することで京都の都市格の向上と国内外への発信により文化交流を深めました。

同計画では、以下の四つの方向性の下、132 の施策に取り組みました。

方向性１　暮らしの文化や芸術に対する豊かな感受性を持った人々を育む
方向性２　多様な文化が根付く暮らしの中から、最高水準の文化芸術活動を花開かせる
方向性３　京都の文化芸術資源を活用し、文化をあらゆる政策分野との融合により新たな価値を花開かせる
方向性４　様々な文化交流を推進し、京都の魅力を発信する

【主な取組・成果】

・「京都文化力プロジェクト 2016-2020」の実施
・京都芸術センター制作支援事業　ヨーロッパ企画『来てけつかるべき新世界』（作・演出：上田誠）が第 61 回（2017 年）岸田國士戯曲賞を受賞
・神里雄大『バルパライソの長い坂をくだる話』（KYOTO EXPERIMENT 2017 で京都芸術センターにて初演）が第 62 回（2018 年）岸田國士戯曲賞を受賞
・京都市美術館の再整備（令和２年）
・文化庁の京都移転（令和５年）
・京都市立芸術大学の移転（令和５年）
・京都市京セラ美術館「村上隆 もののけ 京都」開催　（令和５～６年）　※　来場者数：459,559 人
・地域創造大賞（総務大臣賞）を、ロームシアター京都が令和５年度に、京都コンサートホールが令和７年度に受賞
・「アンゼルム・キーファー：ソラリス」展開催（令和７年）
・ロームシアター京都にて国際音楽賞「MUSIC AWARDS JAPAN」授賞式を開催（令和７年）
・「子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出」の規模拡大
　※　実施箇所数　平成 29 年度―40 か所　令和７年度―110 か所
・複数の京都市芸術文化特別奨励者が、京都市芸術新人賞を含む芸術賞を受賞
　※　例　木ノ下 裕一（平成 29 年度奨励者）
　　平成 30 年 京都府文化賞奨励賞　令和２年 京都市芸術新人賞
　　西條 茜（令和２年度奨励者）
　　令和４年 京都市芸術新人賞／MIMOCA EYE 賞

(5)　日本の文化政策の主な動向

AI の進化、SNS の普及や映像技術の発達は人々の生活に変化を及ぼし、そのほか、自然災害（暴風雨、地震、酷暑など）の激甚化、新型コロナウイルス感染症の世界的流行、戦争や紛争など、社会を大きく揺るがす変化が発生しています。それらは、文化芸術を取り巻く環境や、芸術表現そのものにも、

深く影響を及ぼしています。

そのような中、平成から令和にかけて文化政策に関わる多くの法律が施行・改正され、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を契機に日本各地でアーツカウンシル的な組織が設置されるなど、文化政策が大きく変化しています。本市はこうした動きに対応しながら、地域の特性に合わせた独自の文化政策に取り組んでいます。

【その他の主な出来事】

＜H29.6＞ 「文化芸術基本法」の施行
＜H29.12＞「文化経済戦略」の策定
＜H30.6＞ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行
＜H30.10＞「文部科学省設置法の一部を改正する法律」の施行
（文化庁が中核となって我が国の文化行政を総合的に推進することを明記）
＜R1.9＞ 「第 25 回国際博物館会議（ICOM）京都大会」の開催
＜R2.5＞ 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の施行
＜R3.6＞ 「文化財保護法の一部を改正する法律」の施行
＜R5.3＞ 文化庁京都移転
＜R5.4＞ 「博物館法の一部を改正する法律」の施行
＜R5.10＞ 国立劇場の閉館

2 計画の位置付けと計画期間

(1) 計画の位置付け

この計画は、「京都基本構想」（令和８（2026）年～令和 32（2050）年）を実現するための分野別計画の一つです。また、平成 18（2006）年に制定された「京都文化芸術都市創生条例」第７条第１項に基づく計画でもあります。

計画の推進に当たっては、産業や景観など、関連する政策分野と連携しながら取り組んでいきます。

(2) 計画期間

令和９（2027）年度～令和 16（2034）年度の８年間

第２章｜第３期 京都文化芸術都市創生計画の内容

１　基本方針

基本方針：つなぐ千年 つくる千年　～京都の「夢中」が 世界と響き合う～

京都は、千年を超えて歴史をつなぎ、新たな文化をつくり続けてきたまちです。その原動力になっているのは、「京都」という唯一無二の独自性を有するまちの在り方です。京都基本構想では、それを『「夢中」と「感動」に溢れ、学び続けられる』と表現しています。「夢中」になって文化芸術をつくる人々の営み、その熱量こそが、次の千年を支える礎となり、京都を未来へつないでいく力になります。

こうした考えのもと、本市は、継承と創造が世界と響き合い、市民の生きる喜びを生み出す文化芸術都市の実現を目指します。

２　計画の構成

本市は令和７年 12 月、今後 25 年間のまちづくりの羅針盤となる「京都基本構想」を定めました。この構想は、「歴史と文化の積み重ね」「自然との共生」「人とのつながり」という三つの価値を未来へ引き継ぐことを理念としています。さらに私たちが目指す姿として、「本物（ほんまもん）を追究・創造し続ける」「世界の文化と交流し、新たな文化を創造し続ける」「謙虚に自然と関わり続ける」など、九つの将来像を描き、具体的な政策の一つとして、夢中になれる学び合いの機会を創出する「京都学藝衆構想」を推進しています。

本計画は、これらの構想の考え方に深く根差し、今日の文化政策の動向を踏まえて策定するものです。

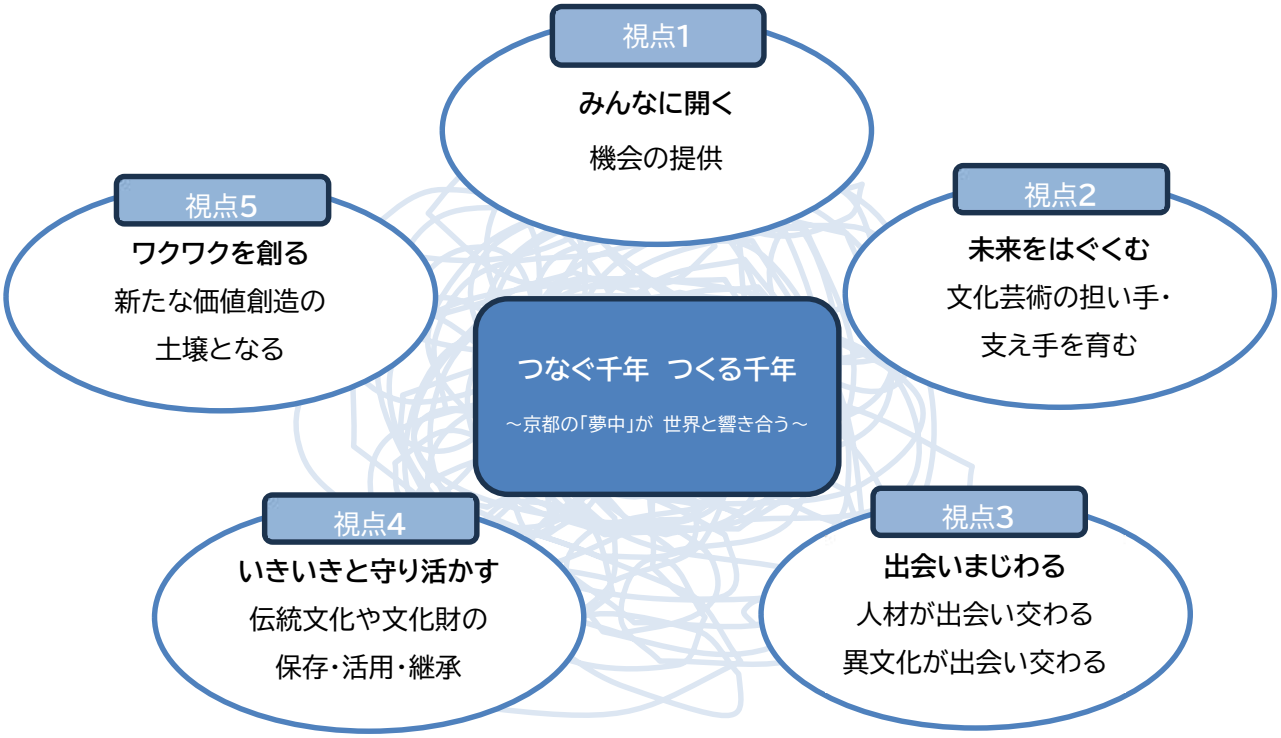
文化芸術の振興には、文化芸術の担い手が新しく挑戦できる土壌を耕し、次代を担う人を育てていくことが欠かせません。

こうして生まれる多様な文化芸術は、年齢、立場や障害の有無などを超えて、人々が互いを理解し合う助けになります。この力は近年、文化芸術の「社会的価値」として改めて注目されています。

また京都基本構想では、異文化が交わる大切さや、いまを考えるために「伝統文化や文化遺産の活力」が不可欠であることも強調しています。

これらを背景に、本計画では文化芸術の振興に重要な五つの「視点」を設けました。これらは互いに関わり合っており、この視点の下に「重点施策」と「主な取組」を分かりやすく整理しています。

なお、本計画は期間中の中心となる施策を示すものであり、全ての事業を網羅したものではありません。今後８年間、ここに掲げた重点施策を軸にしながら、最適な事業を柔軟に企画・実施していきます。



各視点と重点施策

視点	重点施策	
みんなに開く	1	文化芸術に触れる機会の創出
	2	開かれた文化環境の醸成
未来をはぐくむ	3	文化芸術の担い手の育成
	4	文化芸術への関心を持続させる仕組みづくり
出会いまじわる	5	文化芸術による滞在の充実・交流の促進
	6	文化交流の“場”の支援・活性化
いきいきと守り活かす	7	伝統文化の継承
	8	京都文化遺産の保存と活用
ワクワクを創る	9	新しい文化の創造
	10	文化と経済の好循環の創出
	11	文化芸術を活かしたまちづくり
	12	公共の文化拠点の価値向上

視点１　みんなに開く

文化芸術は、高揚感、驚き、知的な気づきをもたらし、時代や立場を超えた共感や発見を生み出します。地域とのつながりを深め、人々が出会い、関わるきっかけにもなる、社会の共有財産です。

この多様な価値に誰もが触れ、自ら創造できる環境を整えることが、本市文化政策の第一の視点です。特に、初めて文化芸術に触れる子どもたちをはじめ、これまでその機会の少なかった方も、年齢、障害、経済的・社会的状況などに関わらず、誰もが鑑賞や体験、表現、創造に関わることができるよう、様々な障壁を取り除いていきます。

文化芸術は、異なる立場や背景を持つ人々をつなぐ社会の基盤です。また、孤立や排除を防ぎ、誰もが社会に関わることを支える「社会包摂」にも重要な役割を果たします。

文化芸術の主役は行政ではなく、市民であり、京都に関わる一人ひとりです。あらゆる人々に「開く」という視点を通じて、誰もが京都の文化をともに耕し、次世代へ伝える担い手になれる環境を、市民をはじめ、京都に関わる人々とともに醸成していきます。

重点施策１　文化芸術に触れる機会の創出

子どものころから文化芸術に触れることは、豊かな感性や創造力を育み、多様な価値観への理解を深め、他者を尊重する心を養うことにつながります。また、文化芸術を通じた多様な学びや体験の機会は、世代や立場を超えた交流を生み、地域のつながりや居場所の創出に結びつきます。

子どもからお年寄りまで、世代を問わず、誰もが文化芸術に触れ、体験し、表現し、創造できる機会を創出します。

主な取組

子どもたちが文化芸術に触れる機会を創出・拡充

子どもたちに「文化芸術って面白いかも！」と思ってもらえるきっかけ（ファーストタッチ）を、学校や各文化施設をはじめ、様々な場所で創出・拡充します。

（例）「文化芸術授業（ようこそアーティスト）」

…伝統芸能、茶道、華道、演劇やダンスなど、幅広い分野の芸術家を、市内の小学校、中学校や幼稚園等に派遣。文化芸術に関わる講話、実技指導やワークショップ等を実施します。

（例）「プレイ・シアター！」（ロームシアター京都主催）

…ロームシアター京都で実施する子どもやその保護者向けプログラム。０歳から観劇できる公演や、ロームシアター京都全館を遊び場として、コンサート、パフォーマンス、ワークショップやマルシェを開催するオープンデイを設定します。

幅広い世代に向けた多様な学び合いや体験の機会の提供

子どもからお年寄りまで、世代を問わず、いきいきとした体験、表現や学び合いの機会を創出します。

（例）「人生 100 年を豊かにする、クリエイティブ・エイジング事業」

…人生 100 年時代と言われる現在、高齢者が文化芸術活動に参加することで、心身の健康を保ち、社会とのつながりや生きがいを持てるようにすることが重要です。これまで文化芸術に触れてこなかった人でも気軽に参加できる講座の実施や、様々な人々がともに展覧会や公演を作り上げる機会の創出などを検討し、実施します。

重点施策２　開かれた文化環境の醸成

劇場や美術館などの文化施設から離れた地域に住む方、障害のある方、子育て中の方、介護中の方、経済的な負担など様々な理由によって文化芸術に触れたり、体験したり、表現したりする機会が限られている方々がいます。こうした機会を妨げる様々な障壁を取り除き、誰もがそれぞれの形で文化芸術に関わることのできる環境を整えます。

また、文化芸術は、年齢、性別、国籍、障害の有無など、異なる背景や立場、価値観を持つ人々をつなぐ力を持っています。誰もが排除されることなく文化芸術に関わることができる環境を開くことで、多様な人々が共に生きる社会の実現を目指します。

主な取組

全ての人に文化芸術を開き、届けるための仕組みづくり

アクセシビリティの向上により、多様な環境や条件でハードルを感じている人々を含め、全ての方に文化芸術に触れる機会を開き、届けることを目指します。

（例）音楽や演劇等の公演のアウトリーチ活動やオンライン配信など

…劇場へのお出かけが難しい方でも、地元や御自宅等で、上質な公演を鑑賞できる機会を創出します。

（例）公演や展覧会における情報保障の充実

…障害のある方でも公演や展覧会を楽しめるよう、字幕化や音声ガイドの充実を図ります。

誰もが表現に参加できる機会の創出

文化芸術を通じて、誰もが表現者になり、普段の社会的な肩書や立場を超えたコミュニティや居場所づくりにつながる機会を創出します。

（例）文化芸術による共生社会実現のための基盤づくり

…様々な要因による「社会的排除」に対して、文化芸術の力を活用し、その緩和や解決につなげるため、個人の潜在的な力を引き出すことによってアイデンティティや自尊感情を取り戻す取組や、文化芸術を通じて人々の関わりを生み出す取組などを実施します。

視点２　未来をはぐくむ

文化芸術の未来を育むためには、新たな才能や担い手を育てるだけでなく、芸術家や、アートマネジメントに携わる人々（以下、「アートマネージャー」とします。）が経験を重ね、専門性を高めながら、長く活動を続けられる環境をつくることが欠かせません。また、専門家だけでなく、普段は深く関わりのない方も含めた多くの方々の関心と理解を広げていくことが重要です。

京都市には文化芸術を学ぶ機関が充実している一方で、そこで学んだ人々が卒業後も専門性を生かして活動・就業できる機会は十分とは言えません。文化芸術に携わる人々が、経験を蓄積し、安定的にキャリアを築いていける環境を整えるとともに、その知識や経験が次の世代へと受け継がれていく循環をつくります。

さらに、コロナ禍等の有事の際に文化芸術が「不要不急」とされてしまうことや、文化施設の相次ぐ閉館や国内外の文化行政予算の削減は、文化芸術が人々の生活にとって必要不可欠なものという認識が薄れつつあることを示唆します。文化芸術への関心を持続させるためには、学校や行政の取組で、数度、文化芸術を体験するだけでは不十分であり、継続的に質の高い文化芸術に触れ続ける機会があることが大切です。

重点施策３　文化芸術の担い手の育成

伝統文化から現代芸術まで、幅広い担い手の育成を支援します。芸術家はもちろん、文化事業のコーディネートやプロデュース等を担うアートマネージャーが、京都で経験を重ね、専門性を高めながら、継続して活動できる環境づくりを進めます。

主な取組

京都市立芸術大学等での社会に創造的活力をもたらす人材育成

本市では、小学生から参加できる少年合唱団やジュニアオーケストラ、京都堀川音楽高校や美術工芸高校に、京都市立芸術大学と、少年期から大学卒業まで、文化芸術の担い手を育成する公的機関を揃えています。これらを今後も安定して運営し、社会に創造的活力をもたらす人材を輩出します。

京都で育ったクリエイティブ人材が、京都で安定的に働ける環境づくり

本市では、京都市立芸術大学や美術工芸高校等の運営を前提に、京都芸術センターの運営など、長い目で人を育て、キャリアの形成を支える取組を大切にしています。今後も京都が文化芸術のまちとして活気を維持し続けるために、創造に関わる人々が安心して働ける環境を醸成します。

（例）文化芸術関係者の報酬ガイドラインの作成

…現在、文化芸術関係の人件費については、客観的に妥当な労務単価の設定がない場合が多く、低く見積もられる傾向にあります。民間の先行事例を参照しながら、芸術家・アートマネージャーの適切な報酬・賃金の在り方を検討します。

アートマネージャーの育成・集積

より上質な展覧会や公演を市民に届けるためにも、アートマネージャーの育成と集積に取り組みます。

（例）指定管理施設の運営基盤強化など

…アートマネージャーは主に文化施設で活躍しています。本市設置の文化施設の多くでは指定管理者制度を導入していますが、制度の各種制約により、賃金不足や継続雇用の困難が生じている状況です。そのため、指定管理料の適正化や適切な評価基準の在り方の検討等を通じ、運営基盤の強化を図ります。

（例）舞台芸術プロデュース講座（ロームシアター京都、京都芸術センター、KYOTO EXPERIMENT、NPO 法人京都舞台芸術協会主催）

…地域の舞台芸術のプロデュース／企画制作領域の専門人材の育成プログラムです。舞台芸術プロデュース、舞台制作、マネジメントに関するレクチャーやワークショップ等を実施します。

重点施策４　文化芸術への関心を持続させる仕組みづくり

大人になっても文化芸術に関心を持ち、それを尊重する気持ちを育むためには、文化芸術を体験し続けられる環境があることが重要です。

そのため、学校や地域で文化芸術活動を行う仕組みを確立させるほか、展覧会や公演の鑑賞、創作や表現など、多様な形で文化芸術に関わることのできる機会の拡充を図ります。

主な取組

地域との連携による学校での文化活動の充実（ネクストステップ）

「ようこそアーティスト」等により幼少期から小学校にかけて文化芸術とのファーストタッチを経験した子どもたちが、継続して文化芸術への関心を高め続けられるよう、中高生等が文化芸術に触れ続ける仕組みを充実させます。現在も行っている市立中学校での華道体験、市立高等学校での茶道体験をはじめとした伝統文化体験事業のほか、全国的な「部活動の地域展開」に係る動きなどを踏まえ、地域の方々と連携を深めながら、子どもたちが文化芸術を継続的に楽しむことができる環境づくりに取り組みます。

（例）部活動の地域展開や地域クラブ活動の充実に向けた環境整備

…令和 10 年９月から実施する部活動地域展開により、子どもたちはもとより、市民の皆様が将来にわたって文化芸術活動に継続して親しめる環境づくりを目指します。

トップレベルの文化芸術を鑑賞・体験できる機会の充実

京都が培ってきた国内外の文化芸術との交流やネットワークを生かし、国内外の第一線で活動する芸術家による展覧会や公演等を充実します。また、国内のアーティストの活躍の場も確保することで、京都であればいつでもトップレベルの文化芸術に触れることができるという環境づくりを推進します。

視点３　出会いまじわる

1200 年を超える歴史を持つこのまちには、人や物の流れに載って、世界中から様々な文化が流れ込み、交ざり合い、蓄積してきました。出会いと交流によって生まれた文化が、このまちを醸成してきたと言えます。

人口減少や国際化が進む現代においては、なお一層、出会いや交わりの必要性は増しています。世代を超えた交流や国内外の人々との交流は、これまで知らなかった世界に出会うきっかけとなります。コミュニティが人々の居場所となるほか、そこで新たな文化が創造される可能性を秘めているのです。

京都芸術センターでは、25 年にわたって先駆的に、アーティスト・イン・レジデンスの取組を実施してきました。しかし、京都で創作活動をしながら安価に滞在できる施設は必ずしも多くなく、滞在中のサポートや交流のコーディネートができる人材は限られている状況です。京都から海外へ活躍の場を広げたいアーティストへのサポートも行っていますが、まだまだ十分とは言えません。

さらに、地域の人々の交流の場として、豊かな文化芸術を醸成する舞台となってきた民間の拠点（ギャラリー、ミニシアターや喫茶店など）の一部は、物価や人件費の高騰といった経済的課題や、後継者不足という問題に直面しています。

交わりは必ずしも、人と人の間だけで起こるものではなく、文化が暮らしの中に溶け込むことや、観光と地域の生活が共生すること、そして、伝統と現代の融合や連続性の発見にもつながっていきます。

より充実した出会いと交流の機会を創出するとともに、従来のコミュニティの核となってきた場所を維持し、かつ、新たに拠点となる場所を活性化するため、取組を推進します。

重点施策５　文化芸術による滞在の充実・交流の促進

将来の活躍が期待されるクリエイティブな人材を招聘し、京都での創造的な滞在や居住が可能な環境を整え、人材と地域が相互に影響を与えあう活発なコミュニティを築ける仕組み作りに取り組みます。また、京都の文化芸術に対する国内外の人々の関心と理解を深めるよう、情報発信の充実にも取り組みます。

主な取組

文化芸術を通じて、人々が出会い、交わり、創造する機会の創出

国内外のクリエイティブ人材の短期滞在を推進するとともに、芸術家等の定住や移住を支援します。滞在や移住のために、芸術家が低廉な価格で利用できるよう、本市の遊休施設の活用を推進します。また、京都から海外へのクリエイティブ人材の派遣についても取り組み、双方向の交流の充実を目指します。

（例）京都と世界が創造的に滞在・交流する仕組みづくり「*** in Residence Kyoto」

…アーティストのほか、デザイナー、エンジニア、研究者など、クリエイティブな人材を広く受け入れ、地域とつなげる仕組みづくりのため、前計画期間中にネットワークの構築とレジデンス施設の立上

げ支援等を実施しました。第３期計画期間中には、引き続き、レジデンス施設の立上げ支援等を実施するとともに、本市の遊休施設を活用した滞在・交流拠点を整備し、安定的に、より多くのクリエイティブ人材を受け入れられる体制を確立します。

（例）芸術家等の定住・移住推進

…短期滞在から進んで、京都に定住・移住をしたいと考える芸術家等を支援するため、相談窓口の継続に加え、手頃な賃料の住宅（アフォーダブル・ハウジング）の供給（市営住宅等の活用）を進めます。

情報発信の充実

京都の文化芸術情報について、国内外の方々に、より手軽に分かりやすく、質の高い情報を提供できるよう、情報発信を充実します。京都文化芸術オフィシャルサイト「Kyoto Art Box」、SNS や AI を一層効果的に活用するほか、「京都観光 Navi」をはじめとした各サイトとも連携し、ニーズに応じた情報共有を図ります。

重点施策６　文化交流の“場”の支援・活性化

小劇場、ギャラリー、ライブハウス、クラブ、ミニシアター等の民営の文化施設は、多様な人々の交流と豊かな文化の創造の舞台として、文化政策全体の中で重要な役割を担っています。また、まちの飲食店や寺社等が、豊かな文化交流を育む拠点として機能している例も多く見られます。これらの“場”を活性化させるための取組を実施します。

加えて、市民にとって、自宅、職場や学校以外の居心地のよい第三の居場所、いわゆる「サードプレイス」をつくため、公立の施設を交流の“場”として活用できるよう環境を整えます。

主な取組

小劇場や寺社など民間の交流の“場”の活性化支援

小劇場等の文化施設はもちろん、寺社や飲食店でもライブやコミュニティイベント等を開催するところが徐々に増えています。そうした場所では、参加者同士の距離が近く、密な交流が生まれています。クリエイティブ人材をはじめ地域の人々のつながりを維持・創出するため、民間の交流の“場”の活性化を支援します。

（例）文化拠点の活性化

…京都市内におけるスモールコミュニティの核となっている“場”をリサーチし、周知を図るなど、文化拠点を次代に継承するための支援を実施します。

公共施設の交流の“場”としての活用

京都市文化会館のほか、図書館や公園等について、各施設の役割やニーズを踏まえ、より魅力的かつ居心地の良い空間とすることを目指します。

（例）図書館における取組

…図書館と他の公共施設との連携や複合化の可能性や、これからの京都に必要な図書館の在り方を示したグランドデザインを策定（令和８年度末）するとともに、カフェなど居心地の良い第三の居場所づくり、さらには新たなつながりや活躍の機会を創出し、新たなつながりや活躍の機会を創出し、価値や気づきに出会える場の創出を目指します。

歴史資料館や元離宮二条城等における交流の促進

文化遺産を収集・保管する歴史資料館や考古資料館、そして、元離宮二条城をはじめとする文化財公開施設は、貴重な歴史資料や建造物の公開等を通じて、文化に関心を持ち、積極的に関わる人を育む機能をも有しています。

各資料館では、市民に向けての講座やワークショップ等を開催し、元離宮二条城等では、ユニークベニューとしての活用やイベントの実施等を通じて、学びと交流の輪を広げます。

視点４　いきいきと守り活かす

伝統文化（伝統芸能・生活文化）や文化遺産は、日本とはどのような国か、京都とはどのようなまちか、といった、国や地域の特性を歴史的な側面から伝え、具現化する重要な要素です。

しかし、生活様式や社会構造の変化等により、能や狂言といった伝統芸能の公演を鑑賞したり、華道や茶道といった生活文化を実践したりする人の数は、減少傾向にあります（※１）。また、伝統文化を構成する用具・用品をつくる伝統産業についても、後継者が減少し、素材が入手困難になるなど、存続の危機に直面しています。

さらに、文化遺産をどう守っていくか、ということも考えなくてはなりません。未だ膨大にある多種多様で貴重な京都文化遺産の収蔵場所の確保や、傷んできたものを適切な時期に補修する修理サイクルの確立等が喫緊の課題となっています。

伝統文化の理念・思想には、平和や自然との共生など、現代の生活においても重要なメッセージが含まれており、また、文化遺産には、人類の歴史を体現している点に価値があります。それらをただ消えゆくものとするのではなく、今この時代にも生きているものとして、再認識する事には大切な意味があるのです。

伝統文化や文化遺産を知る機会を柔軟に開くとともに、用具用品の確保や収蔵庫の不足などの物理的な課題への対策を講じ、保存・継承・活用の実現を目指します。

（※１）（社会生活基本調査）京都府内の行動者率（2016 年→2021 年）：華道 2.8%→1.7%、茶道 2.5%→1.2%、邦舞 1.4%→0.9%

重点施策７　伝統文化の継承

伝統文化を未来へつないでいくために、担い手の育成はもちろん、従来と同レベルの用具・用品をつくるための代替素材の研究や、人々に魅力を伝えるための新しい挑戦など、総合的かつ多角的な取組を実施します。

また、伝統芸能や生活文化を、「古いもの」ではなく「面白いもの」と思ってもらうための取組を模索し、京都のまちから伝統文化の魅力を発信することを目指します。

主な取組

伝統芸能継承のための調査・研究

用具・用品の代替素材の研究の拡充や、担い手や関心層の拡大のために有効な手段を模索します。

（例）伝統芸能文化創生プロジェクトの深化

…伝統芸能文化創生プロジェクトを推進する「伝統芸能アーカイブ＆リサーチオフィス（TARO）」では、これまで、伝統芸能に関するネットワーク構築や、三味線に用いる代替素材の研究などを行ってきました。こうした取組の認知を拡大するとともに、伝統芸能の継承のために、根本的な打開策を探ります。

伝統産業や花街文化、食文化等への総合的かつ多角的な支援

重層的に蓄積されてきた京都特有の文化には、複数の領域を横断するものがあります。例えば花街文化は、着物やかんざし・扇等の伝統産業や、舞踊、邦楽、伝統的な景観等によって構成される総合的な文化です。そのような総合的な文化を構成する各要素に対し、支援を行い、多角的に活動を支えます。

（例）伝統産業未来構築事業

…伝統産業の担い手育成や国内外への販路開拓などに係る取組を支援します。

（例）“京都をつなぐ無形文化遺産”の発信

…京の食文化（京料理）、京・花街の文化、京の地蔵盆、京のきもの文化、京の菓子文化、京の年中行事といった“京都をつなぐ無形文化遺産”について、イベントや特別公開等を通じて魅力を内外へ発信するとともに未来へと継承する機運を醸成します。

伝統文化の体験・鑑賞、伝統産業体験の機会の創出

市内の子どもたちや京都に訪れた人々に、伝統文化や伝統産業の面白さを感じてもらえるように、伝統文化を体験・鑑賞する機会の充実や、伝統産業を体験する機会の創出に取り組みます。

（例）伝統文化のアクセシビリティ向上事業

…敷居が高いと思われがちな伝統芸能の公演での音声ガイドの充実など、伝統文化に気軽に触れてもらえる機会の創出などを目指します。

（例）修学旅行体験学習支援事業

…京都を訪れた修学旅行生に伝統産業・伝統文化の体験を提供します。

重点施策８　京都文化遺産の保存と活用

京都には、建造物や美術工芸品、伝統芸能、祭礼、遺跡や文化的景観など多様な文化遺産があり、「京の食文化」や「京のきもの文化」など地域に根付く暮らしの文化も受け継がれています。これらを総称した京都文化遺産は、先人たちが守り伝えてきた京都・日本の宝であり、地域の活性化や京都らしさを支える重要な存在です。

一方で、少子高齢化や地域のつながりの希薄化、担い手不足により、文化遺産の継承は年々難しくなっています。そのため、文化遺産を守るだけでなく、適切に活用し、市民が身近に触れることがこれまで以上に重要となっています。

（参照：京都市文化財保存活用地域計画）

主な取組

文化財保護の基盤づくり

文化財の保存・継承のため、修理サイクルを確立するほか、関係者のネットワーク構築や調査研究・価値発信というハブ機能を備えた、京都ならではの歴史博物館機能の検討を進めます。

（例）文化財修理サイクルの確立に向けた修理助成制度の再構築

…文化財を将来へ継承するため、修理助成制度を再構築し、国（文化庁）との連携のもと、災害や物価高騰に対応した適切な修理サイクルの確立を目指します。

（例）収集・保管機能の整備（京都ならではの歴史博物館機能の検討）

…埋蔵文化財や古文書等の収蔵スペース等の収集・保管機能とともに、調査研究やネットワーク形成の機能の整備を検討します。

文化遺産の維持継承へ向けた機運醸成

文化財の価値や魅力を分かりやすく発信することにより、担い手・支え手の裾野拡大や、維持継承、活用促進につなげるとともに、まち全体で京都文化遺産を守る気運を盛り上げていきます。

（例）価値発信の充実

…市民等に十分に知られていない市指定・登録文化財についてデータベース化して公開するなど、情報発信を充実します。

（例）機運醸成に向けた取組

…京都市歴史資料館において古文書等に関する調査や関連講座の実施など、各種事業の充実を図るとともに、事業の成果を効果的に発信します。

文化財の担い手・支え手の裾野拡大

文化財を守り支える人材の裾野の拡大と、維持継承のために不可欠な修理技術の継承のための人材育成への支援を図ります。

（例）ネットワークの構築に向けた検討

…文化財所有者、まちづくり団体、大学・研究機関・博物館や企業など様々な主体により行われている文化財の保存・活用に係る取組を結び付けるネットワークの構築を目指します。

（例）国と連動した修理人材への支援

…文化庁「文化財の匠プロジェクト」の継続的な実施と国立文化財修理センターの京都市への早期設置に向けて、引き続き国と連携し、修理技術の継承と人材育成への支援を図ります。

視点５　ワクワクを創る

古き良き文化が守られ継承されている、というだけではなく、常に新しい文化が創造され、人々がワクワクできる環境があることが、市民の生活に豊かさと喜びをもたらし、まちの活性化につながります。

京都は歴史と伝統が息づくまちですが、近代以降も京都府画学校（現・京都市立芸術大学）の創設、京都芸術センターの開設など、常に新しい文化を生み出してきたまちでもあります。前述の伝統文化も、時代に応じて新たな表現や活動を行うことで、現代まで生き続けてきました。そんな京都だからこそ、新たな挑戦の土壌を耕し、文化芸術の本質的・社会的・経済的な価値を高めていきます。

また、芸術活動の持続的な発展や、京都文化遺産の保存・活用のためには、多くの費用がかかります。そのため、文化芸術への投資と新しい創造が循環する仕組みも欠かせません。経済的な基盤が確保されることによって、アーティストが新たな挑戦を行いやすくなるだけでなく、市民も文化芸術に触れやすくなり、また地域社会全体の活性化にもつながります。

「文化芸術都市」としての魅力にあふれ、ワクワクを体験できるまちであるために、文化芸術を基軸としたエリア整備や、文化振興の基盤の一つとして、文化施設の整備も着実に行っていきます。

これらの取組を連動的に進めることによって、文化芸術を通じて、京都を「夢中」と「感動」に溢れるまちにすることを目指します。

重点施策９　新しい文化の創造

基盤的な文化芸術事業や文化施設等のポテンシャルを最大限に引き出し、京都の文化の価値・魅力を向上させます。そうすることで、市民が文化芸術に触れるきっかけを増やし、京都で創造された作品を国内外へ発信し、新しい文化の創造につなげることを目指します。

主な取組

創造を支える基盤事業の再活性化

これまで本市では先進的な文化芸術事業に数多く取り組んできていますが、人件費高騰や物価高騰の影響により、従来の予算規模では十分な事業内容を実施できないといものが増えています。

京都芸術センター、若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり（※２）、京都国際舞台芸術祭 KYOTO EXPERIMENT など、京都の創造の基盤となってきた事業に再度活力を与えるとともに、現在の社会情勢に応じた在り方を検討します。

（※２）一般社団法人 HAPS に補助金を交付し、東山 アーティスツ・プレイスメント・サービス（HAPS）の一環として実施

映画・映像文化の振興と創造環境の整備

京都は 1897 年（明治 30 年）、日本で最初に映画をスクリーンに映し出す試写実験が行われた地であり、複数の撮影所が集積した太秦が「東洋のハリウッド」と呼ばれるなど、「映画のまち」とされてきました。

京都と言えば時代劇のイメージが強いかも知れませんが、それだけではなく、数多くの現代劇が製作されています。新たな映像表現が京都から発信されることを視野に、京都が培ってきた映画文化の理解促進と次世代への継承を目指す取組を、京都府と連携しながら推進します。

（例）京都映画賞・牧野省三賞

…賞の認知度拡大やブランディング、選考対象の拡充などを目指します。

（例）京都市メディア支援センター

…国内外の各メディア関係者、旅行会社、映画関係者、番組制作会社の方々に向けて、情報の提供やサポートを行っています。

（例）KYOTO Cross Media Experience（KYOTO CMEX）

…京都府、京都商工会議所と共同で、オール京都の産学公連携のもと、京都における映画、ゲーム、マンガ、アニメなどコンテンツの魅力を国内外へより広く発信しています。

創造の場としての美術館の運営

美術館のリニューアル 10 周年（令和 12 年）や開館 100 周年（令和 15 年）を見据え、同時代の作家たち（若手～中堅）に、ミュージアムクラスの創造・発表の機会を提供することを目指します。また、更に魅力的な美術館となるため、効率的な運営も十分に意識しながら、人員体制の整備やコレクションの充実など必要な投資を行い、計画的な運営を進めます。

政策連携団体とのパートナーシップによる価値共創

これまで、外郭団体等は、文化施設の指定管理者や文化事業の受託者として本市の文化政策に欠かせない存在である一方、その知見やポテンシャルが十全に生かされていない部分もありました。外郭団体等は、多様な専門人材を登用し育てる場であり、アーティストや民間団体との連携の接点となることや、現場発の政策提言なども期待されます。本市とともにまちの価値を創造（共創）できる存在として、こうした団体を「政策連携団体」と位置付け、パートナーシップを高めます。

【文化芸術関係の外郭団体等】

- 公益財団法人京都市芸術文化協会
- 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団
- 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 公益財団法人京都市文化観光資源保護財団

重点施策 10　文化と経済の好循環の創出

文化芸術によって観光振興や産業活性化が進み、その成果が再び文化芸術への投資につながることで、継続的な創造や保存・継承が可能になります。文化芸術の持続的発展と活発な創造を実現するため、文化芸術の経済的価値を高める取組を推進します。

主な取組

アート市場の活性化や、アートとビジネスの融合

文化芸術の持続的な発展の基盤を強化するべく、京都の文化資源を活かし、アートフェア等を引き続き推進するとともに、カルチャープレナー（文化起業家）との連携をはじめ、アートと産業の連携による新たな価値創造を目指します。

（例）「CURATION⇄FAIR Kyoto」をはじめとするユニークベニューでのアートイベント実施

…京都市内のユニークベニューを活用し、「CURATION⇄FAIR Kyoto」といったアートフェアのほか、展覧会等のアートイベントの開催数の増加を目指します。

（例）京都市アート×ビジネス共創拠点「器」

…京都芸術センターが有する多様な創造力を活かし、アートとビジネスの新しい接点を生み出すとともに、相談窓口におけるマッチング支援や、交流会、セミナーやワークショップを実施します。また、アーティストを講師として派遣する独自の企業向け研修プログラムを開発・提供するほか、資材・素材のリユース等を通じて企業とアーティストの接点を作る KYOTO MATERIAL YARD 等のプロジェクトにも取り組みます。

宿泊税や寄付金など多様な財源の効果的活用

宿泊税や、寄付金等の民間資金について、より京都の文化の魅力を向上させるために、芸術等の振興や京都文化遺産の保存・活用等に、効果的に活用します。また、国際観光旅客税（出国税）による収入が、地域文化の振興にも十分に活用されるよう、国に働き掛けていきます。

【宿泊税の活用例（令和８年度における活用の見込額）】

令和８年度宿泊税収入見込額：132 億円

うち、「文化の力を活かした価値創造」に係る事業への活用見込額：19 億円

・文化財修理サイクルの確立に向けた修理助成制度の再構築

・祇園祭・京都五山送り火伝統行事助成

・国内外のクリエイティブ人材が京都につどい、交じり、創造する仕組みづくり

（*** in Residence Kyoto）

等に充当

重点施策 11　文化芸術を活かしたまちづくり

地域の文化資源やポテンシャルを活かして、各地域の魅力を高めます。京都市を代表する文化・交流ゾーンである岡崎地域のほかにも、文化芸術によって様々なエリアを活性化し、多様な人々がいきいきとした表情で行きかうまちづくりを目指します。

主な取組

市内各所におけるエリアプロジェクトとの連動

京都市内では様々な地域において、各地域に固有の課題解決のためのエリアプロジェクトを展開しています。こうしたプロジェクトにおいて、文化芸術の要素を織り込みながら、各地域の魅力向上や活性化につなげます。

【第３期創生計画策定時に進行中の主な地域活性化プロジェクト】

・京都駅周辺エリア（西部・東部・東南部）の活性化

・西陣を中心とした地域の活性化

・meetus 山科-醍醐（文化・教育のまちづくり）

・洛西“SAIKO”プロジェクト

京都コンサートホールの魅力向上と京都市交響楽団の発展・進化

京都コンサートホールは令和７年度時点で開館 30 年が経過し、老朽化が進行しています。クラシック音楽の殿堂として市民に愛されてきたホールを、これまでの評価を踏まえ、京都の音楽芸術文化を牽引する「更なる殿堂」という新たなステージへ踏み出していくため、「京都コンサートホール魅力向上方針」（令和６年 10 月）に基づき、大規模改修を行う予定です。

大規模改修を契機とした北山エリアの文化・交流拠点化も視野に、改修期間中においても、ホールが担う京都の音楽文化の振興を途切れることなく推進します。

また、ホールを拠点として活動を行っている京都市交響楽団は、国内屈指のオーケストラとして評価が高まっています。市民のオーケストラとして、子ども向けのコンサートやアウトリーチ活動、オープンリハーサルといった音楽の間口を広げる取組にも力を入れるとともに、質の高い演奏が楽しめるワールドクラスのオーケストラを目指していきます。

重点施策 12　公共の文化拠点の価値向上

本市には、数多くの文化施設があります（参考資料（29 ページ）参照）。これらの公共の文化拠点について、地域の特性に応じた適切な施設の在り方の検討や、整備を行い、常に人々の学びや交流・活動の場として活用されることを目指します。

主な取組

各文化施設の適切な整備・活用

京都市動物園サルワールドの整備、元離宮二条城二之丸御殿の保存修理、京都市京セラ美術館桜水館の活用等の適切な推進のほか、文化会館、円山公園音楽堂等の各文化拠点について、地域の活動拠点としての適切な在り方を検討します。

第３章｜推進方法

１　関係機関との連携及び庁内の連携

(1)　庁内・外郭団体との協働

創生計画の着実な実施に向けて、文化芸術都市を創生していくための実効性のある組織となるよう、庁内の連携体制の強化に努めます。

なお、文化芸術施策の推進に関してこれまで大きな役割を担ってきた公益財団法人京都市芸術文化協会や公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団、公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所、公益財団法人京都市文化観光資源保護財団等と、これまで以上に強化した連携を図ります。

(2)　文化庁・京都府等との連携

文化庁は令和５年３月に京都での業務を開始し、同年５月に大半の職員の移転が完了し、京都庁舎での業務が本格的に始まりました。令和 12（2030）年度を目途に京都市内に国立文化財修理センターの整備も予定されており、「文化庁連携プラットフォーム」を軸として、効果的な事業連携を図ります。

京都府等とも、アートや映画に係る効率的・効果的な情報発信をはじめとして、京都全体での文化芸術の振興・活性化に努めます。

２　計画の取組の評価・点検等

創生計画の推進状況については、毎年度取りまとめ、「京都文化芸術都市創生審議会」に報告します。審議会は多角的な見地から計画の評価・点検を行い、本市は、その結果を、京都市ホームページに掲載するなどして広く公表します。

加えて、文化庁と連携し、「文化に関する世論調査」の自治体ごとの数値の活用や、そのほか必要な基礎データの測定・収集、文化芸術関係者へのヒアリング等により、市民により分かりやすい評価と点検を行います。

点検結果や社会情勢に応じ、年度ごとに事業を企画・立案しつつ、柔軟性のある計画推進に取り組みます。

参考資料

１　京都文化芸術都市創生条例

平成１８年３月２７日公布
平成１８年４月１日施行
条例第１３７号

目次

前文
第１章　総則(第１条～第６条)
第２章　文化芸術都市の創生に関する基本的施策
第１節　文化芸術都市創生計画(第７条)
第２節　文化芸術都市の創生のための施策(第８条～第２１条)
第３章　京都文化芸術都市創生審議会(第２２条～第２４条)
第４章　雑則(第２５条)
附則

ここ京都では、１２００年を超える悠久の歴史の中で、多様な文化芸術が重層的に蓄積されてきた。これは、常に外からの刺激を受容し、咀嚼するという京都の先人たちの進取の気風により、創意工夫がされてきたことに負うところが大きい。そして、このような文化芸術の蓄積は、学術研究や産業との結び付きを通して、より厚みを増している。

京都の文化芸術は、社寺や町家をはじめとする伝統的な建築物及びこれにより形成されている歴史的な町並みが山紫水明と形容される自然の風景と溶け合った都市環境から大きな影響を受け、また、これに影響を与え、市民の暮らしに根を下ろすとともに、国内外の人々との自由かつ継続的な交流の機会をもたらした。これにより、京都は、日本のみならず世界においても、比類のない魅力に富んだ都市となっている。

将来にわたって、京都が日本はもとより世界の人々を魅了する個性に満ちあふれた都市であり続けるには、無からの文化芸術の育成や振興ではなく、優れた文化芸術の保存と継承により、創造的な活動が不断に行われるとともに、文化芸術が市民の暮らしに息づくことにより、市民に大きな生きる喜びをもたらし、京都のまち全体を活気に満ちたものとする必要がある。

ここに、本市は、市民と共に京都が文化的、芸術的に世界の中でも格別の位置を占める都市であることを改めて認識したうえで文化芸術都市の創生に積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、文化芸術都市の創生に関し、その基本理念を定め、並びに本市及び市民の責務を明らかにするとともに、文化芸術都市の創生に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術都市の創生を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「文化芸術都市の創生」とは、次条の基本理念の下、市民の暮らしに根を下ろした文化芸術を一層魅力のあるものとすることにより、市民に大きな生きる喜びをもたらすとともに、活気あふれるまちづくりの源泉とし、もって常に新たな魅力に満ちあふれた都市を創生することをいう。

（基本理念）

第３条　文化芸術都市の創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

（１）　文化芸術が市民に一層身近なものとなり、尊重されるようにすること。

（２）　伝統的な文化芸術を保存し、及び継承し、並びに新たに文化芸術を創造する活動を支援するとともに、当該活動を担う人材を育成すること。

（３）　文化芸術に関する交流を積極的に促進すること。

（４）　文化芸術都市の創生に不可欠な文化財の保護及び活用、景観の保全及び再生その他文化芸術を振興するための環境の整備に努めること。

（５） 文化芸術に関する活動と学術研究又は産業に関する活動との連携を促進すること。

（本市の責務）

第４条　本市は、文化芸術都市の創生には、文化芸術を創造し、享受する市民の主体的な参画が不可欠であることにかんがみ、市民と連携して、その推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、文化芸術の創造の担い手であり、かつ、これを享受する者として、京都の文化芸術が日々の暮らしの中で豊かにはぐくまれてきたことを深く認識し、これを将来の世代に継承するよう努めなければならない。

（財政上の措置）

第６条　本市は、文化芸術都市の創生に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

第２章　文化芸術都市の創生に関する基本的施策

第１節　文化芸術都市創生計画

第７条　市長は、文化芸術都市の創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化芸術都市の創生に関する計画(以下「文化芸術都市創生計画」という。)を定めなければならない。

２　文化芸術都市創生計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１） 文化芸術都市の創生に関する目標

（２） 文化芸術都市の創生に関する取組

（３） その他文化芸術都市の創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

３　市長は、文化芸術都市創生計画を定めるに当たっては、第２２条に規定する審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。

４　市長は、文化芸術都市創生計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

５　前２項の規定は、文化芸術都市創生計画の変更について準用する。

第２節　文化芸術都市の創生のための施策

（暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深めるための施策）

第８条　本市は、暮らしの文化(京都の先人たちの暮らしの中から生み出され、その中で受け継がれてきた文化をいう。)に対する市民の関心と理解を深めるため、市民に対する啓発、当該文化の継承に寄与したものの顕彰その他の必要な措置を講じなければならない。

（市民が文化芸術に親しむことができるようにするための施策）

第９条　本市は、高齢者、障害者及び青少年をはじめ広く市民が文化芸術に親しむことができるようにするため、文化芸術の鑑賞及び体験の機会並びに文化芸術に関する創造的な活動の成果を発表する機会の提供、市民に身近な場所において芸術家と交流することを目的とする催しの実施その他の必要な措置を講じなければならない。

（子供の感性を磨き、表現力を高めるための施策）

第１０条　本市は、文化芸術に対する子供の感性を磨き、表現力を高めるため、学校、地域その他の様々な場での文化芸術に関する教育の充実、子供を対象とする公演及び展示の実施、子供による文化芸術に関する活動に対する支援その他の必要な措置を講じなければならない。

（伝統的な文化芸術の保存及び継承等のための施策）

第１１条　本市は、伝統的な文化芸術及びこれを支える技術を保存し、及び継承するとともに、市民をはじめ広く国内外の人々が伝統的な文化芸術を体験することができる機会を拡大するために必要な措置を講じなければならない。

（新たな文化芸術の創造に資するための施策）

第１２条　本市は、新たな文化芸術の創造に資するため、当該創造に係る活動を行うものの育成、支援及び顕彰その他の必要な措置を講じなければならない。

（文化芸術に関する活動及び地域のまちづくりに関する活動の活性化に資するための施策）

第１３条　本市は、文化芸術に関する活動と地域のまちづくりに関する活動との連携を図り、これらの活動の活性化に資するため、地域の特性に応じた文化芸術に関する活動の場の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

（国内外の地域との交流を促進するための施策）

第１４条　本市は、文化芸術に関する国内外の地域との交流を促進するため、国内外の文化芸術に関する活動を行う者の受入れ、当該活動を行う者の国内外への派遣、文化芸術に関する国際的な催しの実施その他の必要な措置を講じなければならない。

（国内外の人々の関心と理解を深めるための施策）

第１５条　本市は、京都の文化芸術に対する国内外の人々の関心と理解を深めるため、広く世界に向けて当該文化芸術に関する情報を提供するために必要な措置を講じなければならない。

（文化財を保護し、及び活用するための施策）

第１６条　本市は、文化芸術都市の創生に資するため、文化財を保護し、及び活用するために必要な措置を講じなければならない。

（景観を保全し、及び再生するための施策）

第１７条　本市は、文化芸術都市の創生に資するため、景観を保全し、及び再生するために必要な措置を講じなければならない。

（施設の充実を図るための施策）

第１８条　本市は、文化芸術に関する活動に資する施設の充実を図るため、当該施設の運営に関し専門的な知識を有する人材の確保及び育成、文化芸術の多様な表現方法に対応する当該施設の整備、当該施設相互の連携の推進その他の必要な措置を講じなければならない。

（文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すための施策）

第１９条　本市は、文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すために必要な措置を講じなければならない。

（文化芸術及び産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すための施策）

第２０条　本市は、文化芸術及び産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すために必要な措置を講じなければならない。

（市民の自主的な活動を支援するための施策）

第２１条　本市は、市民の自主的な文化芸術に関する活動を支援するため、当該活動に関する情報の提供、市民と共同して行う事業の実施、文化芸術に関するボランティア活動を行うものに対する支援その他の必要な措置を講じなければならない。

第３章　京都文化芸術都市創生審議会

（審議会）

第２２条　文化芸術都市の創生に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都文化芸術都市創生審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（審議会の組織）

第２３条　審議会は、委員２０人以内をもって組織する。

２　委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第２４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

第４章　雑則

（委任）

第２５条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

（施行期日）

１　この条例は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、第７条第３項及び第５項(審議会に関する部分に限る。)並びに第３章の規定は、市規則で定める日から施行する。

（平成１８年５月１５日規則第１２号で平成１８年５月１６日から施行）

（経過措置）

２　前項ただし書の市規則で定める日以後最初に市長が委嘱し、又は任命する委員の任期は、第２４条第１項本文の規定にかかわらず、平成２０年３月３１日までとする。

2　京都文化芸術都市創生審議会委員及び政策部会委員

⑴　京都文化芸術都市創生審議会委員（敬称略）

	氏名	役職等
会長	池坊 専好	華道家元池坊 次期家元
副会長	小山田 徹	京都市立芸術大学 学長
委員	青木 淳	京都市京セラ美術館 館長
委員	石田 隆英	一般社団法人京都経済同友会 代表幹事
委員	井上 八千代	京舞井上流 家元
委員	岩崎 奈緒子	京都大学総合博物館 教授
委員	太下 義之	文化政策研究者、東京藝術大学 客員教授
委員	大原 千鶴	料理研究家
委員	岡村 詩野	音楽評論家、TURN 編集長
委員	奥山 理子	みずのき美術館 キュレーター、一般社団法人 HAPS 代表理事
委員	坂本 公成	Monochrome Circus 主宰、ダンサー、振付家
委員	建畠 晢	京都芸術センター 館長
委員	中村 彩乃	市民公募委員
委員	福田 彩乃	市民公募委員
委員	細見 良行	細見美術館 館長、京都市内博物館施設連絡協議会 副会長
委員	松尾 浩道	京都新聞社編集局 報道部 文化担当部長
委員	松山 大耕	京都市教育委員会 委員、退蔵院 副住職
委員	屋敷 陽太郎	ＮＨＫ京都放送局 局長
委員	山極 壽一	総合地球環境学研究所 所長、公益財団法人京都市芸術文化協会 理事長
委員	吉田 良比呂	京都市副市長

⑵　京都文化芸術都市創生審議会・政策部会委員（敬称略）

	氏名	役職等
部会長	太下 義之	文化政策研究者、東京藝術大学 客員教授
委員	池坊 専宗	華道家元池坊 青年部代表
委員	岩崎 奈緒子	京都大学総合博物館 教授
委員	木ノ下 裕一	木ノ下歌舞伎 主宰
委員	宮崎 優也	指揮者、龍谷大学・関西学院大学 非常勤講師
委員	山本 麻友美	公益財団法人京都市芸術文化協会 ディレクター

3　京都市の文化政策の歩み（平成 29（2017）年度～令和８（2026）年度）

京都市文化政策の歴史（平成29年度～）

年度		事項
平成	29	「文化首都・京都」推進本部設置（令和6年度に廃止） 東アジア文化都市2017京都実施 大政奉還150周年記念プロジェクト実施 伝統芸能文化創生プロジェクト開始 KYOTO STEAM－世界文化交流祭－開始
	30	明治150年・京都の奇跡プロジェクト実施 Res Artis 2019京都会議実施 「子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出」事業の拡充 （以後継続的に拡充し、平成29年度から令和8年度までで、予算額は約3.5倍に）
令和	元	artKYOTO実施 京都文学賞開始 祇園祭創始1150年記念事業実施 国際博物館会議（ICOM）京都大会実施 「いのちかがやく京都市動物園構想2020」策定 京都市京セラ美術館リニューアルオープン
	2	京都市文化芸術活動緊急奨励金制度等の実施 京都市文化芸術総合相談窓口（KACCO）開設
	3	京都市文化財保存活用地域計画策定
	4	京都モダン建築祭開始 京都映画賞開始 Arts Aid KYOTO～京都市 連携・協働型文化芸術支援制度～開始 文化庁、京都へ全面的移転
	5	京都市立芸術大学、京都駅東部へ移転 アート×ビジネス共創拠点「器」開設 カルチャープレナーアワード開始 芸術家の移住・居住等推進モデル事業開始 （令和8年度から「芸術家等の定住・移住推進事業」）
	6	*** in Residence Kyoto 開始 京都コンサートホール魅力向上方針策定 元離宮二条城本丸御殿修理工事完成による一般観覧開始 世界遺産「古都京都の文化財」30周年記念事業実施
	7	京都芸術センターの運営基盤強化に着手 「京都アート月間」開始 文化財修理助成制度の再構築に着手
	8	寛永行幸四百年祭実施 第3期 京都文化芸術都市創生計画策定

※平成28年度以前は、第2期計画を参照

4　京都の文化に関するアンケート及びヒアリング調査の概要

（調査完了後にレポートを追加）

5　重点施策一覧（京都文化芸術都市創生条例との関連）

各施策について主に対応する「京都文化芸術都市創生条例」の条文を整理すると、以下のとおりです。

重点施策		対応する条例上の施策
1	文化芸術に触れる機会の創出	第８条 第９条 第 10 条 第 19 条
2	開かれた文化環境の醸成	第９条 第 21 条
3	文化芸術の担い手の育成	第 18 条
4	文化芸術への関心を持続させる仕組みづくり	第９条 第 10 条 第 13 条
5	文化芸術による滞在の充実・交流の促進	第 14 条 第 15 条
6	文化交流の“場”の支援・活性化	第 13 条
7	伝統文化の継承	第 11 条
8	京都文化遺産の保存と活用	第 16 条 第 17 条
9	新しい文化の創造	第 12 条 第 18 条
10	文化と経済の好循環の創出	第 20 条
11	文化芸術を活かしたまちづくり	第 18 条
12	公共の文化拠点の価値向上	第 18 条

6　本市の文化芸術を支える主な拠点

⑴　京都芸術センター

京都市における芸術の総合的な振興を目指し、平成 12 （2000）年に開館。ギャラリー、公演会場、制作室等を併設する複合文化施設です。展覧会や公演以外にも、図書室、情報コーナー、カフェなど、御利用いただける施設があります。①活動センター（多様な芸術活動の支援）、②情報センター（芸術に関する情報の発信）、③交流センター（芸術を通じた市民と芸術家等の間の交流促進）の３つの機能を軸に事業を実施しています。

令和 12（2030）年に開館 30 周年を迎えます。

⑵　ロームシアター京都（京都会館）

京都府内唯一の大規模ホールとして、昭和 35（1960）年に「京都会館」として開館。平成 28（2016）年にリニューアルオープンしました。2005 名収容のメインホールを始め、716 名収容のサウスホール、リハーサルや小規模な公演に活用できるノースホール等を備え、「劇場文化をつくる」をコンセプトに、管理運営とともに、質の高い舞台芸術の企画・制作や招聘等を実施しています。

⑶　京都コンサートホール

「世界文化自由都市宣言」の理念のもと、平安建都 1200 年を記念して建設され、平成７（1995）年に開館した音楽専用ホールです。「クラシック音楽の殿堂」として、京都市交響楽団をはじめとした国内外のオーケストラ等の公演を通じて高水準の音楽を提供するほか、次代を担う若き芸術家の発表の場としての役割を担っています。開館から 30 年が経過し、本計画期間中に大規模改修を予定しています。

⑷　京都市文化会館（東部文化会館、呉竹文化センター、西文化会館ウェスティ、北文化会館、右京ふれあい文化会館）

各地域に文化活動の場を確保することを目指す「中規模文化圏構想」に基づき、昭和 62（1987）年の東部文化会館を始めとして、市内 5 か所に設置したものです。

400～600 席のホール、さまざまな活動ができる創造活動室、その他会議室や和室等を備え、市民の文化芸術活動の拠点としての役割を担っています。

⑸　京都市京セラ美術館（京都市美術館）

昭和８（1933）年 11 月に「大礼記念京都美術館」として創建され、日本で２番目の大規模公立美術館として誕生しました。第二次世界大戦後は「京都市美術館」と改称し活動再開、2020 年春、通称を「京都市京セラ美術館」としてリニューアルオープンしました。

展示スペースを大幅に拡大した他、「学び合い」をキーワードにしたラーニング・プログラム等も展開しています。

令和７（2025）年に、学芸部門を直営に一元化し、更なる企画力の強化を図っています。

令和 12（2030）年にリニューアル 10 周年、令和 15（2033）年に開館 100 周年を迎えます。

⑹　京都市動物園

大正天皇の御成婚を記念して、市民の寄付金と市費によって明治 36（1903）年に全国で ２番目に開園し、全国に先駆けた取組を行ってきました。

開園から 100 年以上経過し、開園しながら整備を進め、平成 27（2019）年にグランドオープン。展示環境の整備を続けながら、充実した教育プログラムの実施や情報発信を行っています。

今後、サルワールドの整備を行い、令和 15（2033）年には、開園 130 周年を迎えます。

⑺　元離宮二条城

慶長８（1603）年徳川家康が、京都御所の守護と将軍上洛時の宿泊所として造営。３代将軍家光の時代、後水尾天皇行幸のため大規模な改修が行われ、寛永３（1626）年にほぼ、現在の姿となったものです。とりわけ、慶応３（1867）年に 15 代将軍慶喜が大政奉還の意を表明した場所として知られています。

国宝・二の丸御殿（６棟）をはじめとする重要文化財（建造物及び美術工芸品）、特別名勝庭園等を有し、世界遺産にも登録されています。

平成 23（2011）年から本格修理事業を行っており、本計画期間中には、二の丸御殿の改修を進めていく予定です。

⑻　無鄰菴

明治 27（1894）年から明治 29（1896）年に造営された明治・大正時代の元老山県有朋の別荘であり、庭園と母屋・洋館・茶室の三つの建造物によって構成されています。特に、庭園は山県の指示に基づいて、七代目小川治兵衛により作庭され、昭和 26（1951）年には、国の名勝に指定されました。

洋館には、伊藤博文らと山県有朋が日露開戦に向けて話し合った「無鄰菴会議」に使われた部屋があり、当時の様子を今に伝えます。

⑼　旧三井家下鴨別邸

三井家の別邸として、大正 14（1925）年に 10 代三井八郎右衛門高棟によって整備された邸宅です。同地に三井家の先祖が祀られていた際に、その参拝の休憩所として建築されたのが現在の別邸であり、鴨川下流の木屋町別邸から移築された主屋のほか、玄関棟や茶室が現存しています。

平成 23（2011）年に重要文化財に指定され、同年から本市が管理することとなり、保存修理事業を経て、平成 28（2016）年から一般公開されています。

⑽　岩倉具視幽棲旧宅

幕末から明治にかけて活躍した岩倉具視が岩倉に蟄居した際に、元治元（1864）年から慶応３（1867）年までの間、世を避けて隠れ住んでいた旧宅で、昭和７（1932）年に国の史跡に指定されました。平成 25（2013）年に財団法人岩倉公旧蹟保存会から寄付を受け、同年から一般公開を行っています。

⑾　京都市考古資料館

市内の発掘調査で出土した貴重な文化財を展示する施設として、昭和 54（1979）年に開館。旧石器時代～江戸時代に至る約 1,000 点の考古資料を展示し、分かりやすく解説しています。

施設の老朽化や狭隘化、耐震性能の不足、収蔵機能の整備などが喫緊の課題となっています。

⑿　京都市歴史資料館

京都の歴史に関する資料の保存と活用を図り、市民の文化の向上及び発展に役立てることを目的として昭和 57（1982）年に開館。

前身である「京都市史編さん所」に蓄積された市民からの寄贈・寄託による多くの古文書など貴重な史料を引き継ぎ、さらに収集と調査研究を行うとともに、資料の閲覧・展示、歴史講座の開催、図書の刊行などにより、研究の成果を広く紹介しています。

考古資料館と同じく、施設の老朽化や狭隘化、耐震性能の不足、収蔵機能の整備などが喫緊の課題となっています。

⒀　京都市立芸術大学

明治 13（1880）年に日本初の公立の絵画専門学校として開設された、京都府画学校を母体とする日本で最も長い歴史を持つ芸術大学です。美術と音楽を両軸とし、建学以来 140 年以上にわたって、国内外の芸術界・産業界で活躍する人材を輩出してきました。

令和５（2023）年に西京区大枝沓掛から現在の京都駅東部の崇仁地域へ移転し、「テラスのような大学」をコンセプトに、教育研究の成果をはじめ、大学資源の提供の取組を強化し、広く地域や社会全体の発展に積極的に貢献することを目標としています。

７　京都市交響楽団

昭和 31（1956）年４月に，「市民文化の形成と青少年の情操の向上、住民の福利の増進に資する」という理念の下、日本で唯一の自治体直営オーケストラとして発足しました。

令和５（2023）年から沖澤のどか氏が第 14 代常任指揮者に就任し、さらに、令和６（2024）年からヤン・ヴィレム・デ・フリーントを首席客演指揮者に迎え、一層のレパートリーの拡充と演奏の充実を図っています。令和 18（2036）年には創立 80 周年を迎えます。

第３期 京都文化芸術都市創生計画（案）

発　行：京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

〒604-8571　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

ＴＥＬ：075－222－3119　　ＦＡＸ：075－213－3181